

## 珠洲市監査公表第6号

地方自治法第199条第2項の規定により、令和3年度における行政監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和4年2月22日

珠洲市監査委員 田 畠 邦 章  
珠洲市監査委員 三 盃 三千三

### 第1 監査の概要

#### 1 監査の種類

珠洲市監査基準に関する規程に準拠した地方自治法199条第2項に規定する行政監査

#### 2 監査の対象

市が所有するすべての備品を対象とした。

#### 3 監査の着眼点

- (1) 備品登録の内容は、現状の状態を適正に表示しているか。
- (2) 定期的な備品確認はされているか。
- (3) 備品の有効活用が図られているか。
- (4) 使用不能又は使用していない備品はないか。
- (5) 備品の保管換、貸付、不用の決定、廃棄の手続きを適正に行っているか。
- (6) 表示を適正に行っているか。
- (7) 所在不明の備品はないか。
- (8) 備品として登録すべき物品の登録が漏れていないか。
- (9) 備品の管理及び運用等に関する執行体制及び諸規定は、適切に整備されているか。

#### 4 監査の実施期間

- (1) 事前審査 令和4年1月7日(金)から2月2日(水)まで
- (2) 監査 令和4年2月3日(木)、4日(金)、7日(月)、9日(水)、10日(木)

#### 5 監査を執行した委員

田 畠 邦 章  
三 盃 三千三

#### 6 監査の手続

全課(室・局)に対して、備品の管理状況に関する調書の提出を求め、定期監査に併せて説明を聴取した。

### 第2 監査の結果

備品の購入、移管、寄付及び廃棄処分における事務執行については、重大な不適正事項は見受けられず、概ね適切に行われていた。

### 第3 監査意見

備品について、次のとおり意見を付す。

取得後の備品管理については、一部の課（室・局）で備品カードと現品の定期的な確認が以前から行われていないため、備品カードの現物で齟齬があるものが見受けられたので、適切な備品管理に努められたい。

#### 第4 留意事項

地方自治法第199条第14項の規定により、「当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、当該措置の内容を監査委員に通知しなければならない。この場合において、監査委員は、当該措置の内容を公表しなければならない。」とあるので、その旨留意いただき、遺漏なきよう努められたい。